

植民地官僚のイギリス帝国認識

—吉村源太郎の『南阿連邦論』を手掛かりとして—

加藤道也[†]

概要

吉村源太郎は、関東都督府退官後に拓殖局嘱託としてイギリス帝国植民地に関する調査研究に従事した優秀な植民地官僚であった。彼は日本帝国の植民地統治に資するため、多くのイギリス帝国植民地について多数の報告書を執筆したが、本稿で検討する『南阿連邦論』もその1つである。彼はイギリス帝国植民地を白人からなる自治植民地と異民族統治が主となる直轄植民地がありそれぞれに適した植民地統治政策があるとしたが、南アフリカ植民地は少数のイギリス人が、異民族であるボーア人や現地アフリカ人など多数の住民を統治する点で特徴的であった。本稿では、そうしたイギリス帝国の南アフリカ統治を吉村がどのように認識していたのかを検討する。

キーワード：吉村源太郎、植民地官僚、イギリス帝国、南アフリカ、植民地統治

1. はじめに

本論文の目的は、戦前日本の植民地・影響圏統治において重要な役割を果たしたいわゆる植民地官僚が、当時世界最大の植民地帝国であったイギリス帝国に対しどのような認識を持っていたのかを明らかにすることである。1894年の日清戦争に勝利して台湾を割譲させた日本は、植民地を有する国家となり、その後1904年の日露戦争を経て、関東州、植民地朝鮮などを植民地及び影響圏として獲得し、アジアにおける帝国主義国として台頭した。

それに伴い植民地統治に関する知識を必要とした日本は、ヨーロッパ帝国主義諸国の植民地統治に関する調査研究に取り組んだが、それを担ったのがいわゆる植民地官僚である。植民地統治でその名を知られた後藤新平は、第2代台湾総督桂太郎との「新領土経論」の中で、「当局官吏及献策者が其経験に乏しく其識見無き」ため「我属僚を薰陶啓迪する」

* 査読者に感謝する。

† 大阪産業大学 経済学部 経済学科 教授

草稿提出日 7月1日

最終原稿提出日 8月8日

ことが急務である点で意見が一致し、イギリス植民省高官ルーカス (C. P. Lucas)¹⁾ の著書を翻訳し活用するよう進言した。翻訳されたその草稿は、1898年3月、第4代台湾総督児玉源太郎の民政長官として台湾に赴任した後藤によって『ルーカス氏英国植民誌』として印刷に付された。²⁾ 後発帝国主義国日本は、イギリス帝国統治を学ぶことをその植民地政策確立の第1歩としたのである。官僚によるイギリス植民地統治に関する調査研究はその後にも精力的に行われた。本稿で取り上げる植民地官僚吉村源太郎による『南阿連邦論』³⁾ も、『ルーカス氏英国植民誌』との直接的な関係は明らかではないが、その有力なもの1つであると思われる。

日本における植民地研究では、植民地官僚個人の経歴や著作、活動に焦点を当て、それを時代背景と共に分析して日本帝国主義の実態に迫ろうとする研究が盛んになってきている。⁴⁾ 筆者も吉村源太郎を含む複数の植民地官僚に関する分析を継続してきた。⁵⁾ 吉村は、イギリス植民地には主としてイギリス人移民からなる自治植民地と異民族からなる直轄植民地があるが、それぞれに適合的な統治が行われるべきであると一貫して主張していた。彼によれば、イギリス人移民からなる自治領植民地には早期に現地議会の意思決定に基づく自治が認められ、異民族からなる直轄植民地には可能な限りそれを避ける専制主義が行われているが、前者においてもイギリス支配は弱体化しつつあり、後者では多くの失敗事例に直面し帝国統治が不安定化していると分析した。

-
- 1) Charles Prestwood Lucas (1853-1931) はイギリス植民省官僚で自治領局長などを務めた。また、退職後は Working Men's College 校長も務めた。The Times, May 8, 1931, の死亡記事を参照。
 - 2) 後藤新平による「序」台湾総督府民政部文書課『ルーカス氏英国植民誌』1898年。
 - 3) 吉村源太郎『南阿連邦論』拓殖事務局 1923年5月。
 - 4) 代表的な研究としては、山室信一『法制官僚の時代—国家の設計と知の歴史』木鐸 1984年、加藤聖文「植民地統治における官僚人事—伊沢多喜男と植民地」大西比呂志編『伊沢多喜男と近代日本』芙蓉書房出版 2003年、木村健二「朝鮮総督府経済官僚の人事と政策」波形昭一・堀越芳昭編『近代日本の経済官僚』日本経済新聞社 2004年、波形昭一「植民地台湾の官僚人事と経済官僚」(波形・堀越編『近代日本の経済官僚』日本経済新聞社 2004年、岡本真希子『植民地官僚の政治史—朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社 2008年、松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣出版、2009年、李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』吉川弘文館 2013年、清水唯一朗『近代日本の官僚 維新官僚から学歴エリートへ』中公新書 2013年、などを挙げておきたい。
 - 5) 植民地官僚に関する総合的な検討としては、加藤道也「植民地官僚の統治認識—知と権力の観点から—」松田利彦編『植民地帝国日本における知と権力』思文閣出版 2019年、を、また、吉村源太郎に関しては、加藤道也「植民地官僚のアイルランド問題認識—吉村源太郎を手掛かりとして—」『大阪産業大学経済論集』第12巻第1号 2010年9月、加藤道也「植民地官僚のイギリス帝国認識—吉村源太郎とエジプト認識—」『大阪産業大学経済論集』第12巻第2号 2011年2月、加藤道也「植民地官僚のインド問題認識—吉村源太郎を手掛かりとして—」『大阪産業大学経済論集』第19巻第2号 2018年3月、を参照されたい。

本稿で検討する南アフリカは、最終的にはイギリス帝国の自治植民地となったものの、オランダ系先住民であるボーア人との軋轢から当該地域においては自治と併合が繰り返される不安定な統治が続いた点で、自治植民地と直轄植民地の中間的特徴を備えた地域であり、それを詳細に分析したのが吉村の『南阿連邦論』であった。吉村が南アフリカにおけるイギリス植民地統治をどのように認識していたのかを検討するに当たり、彼の経歴と活動の概略を見ておこう。

1875年11月20日に東京府に生れた吉村源太郎は、1899年7月に優秀な成績で東京帝国大学法科大学を卒業し、同月内務省に入省、台湾課属となった。同年11月に文官高等試験に上位合格した吉村は、1902年3月、法制局参事官に転じた。同参事官時代には、台湾、清国福州、イギリス領香港、韓国、清国満洲、ウラジオストックなどに現地視察のため出張している。いずれも日本の植民地統治に関連する重要地域であり、植民地統治に関する知見を蓄積したと思われる。

吉村の現地行政官としての経歴は、1908年7月、関東都督府参事官に任ぜられたことに始まる。内地延長を原則とする日本政府が、内地法制のエキスパートである吉村を外地行政の安定化のために起用したのであろう。赴任間もなくの1909年2月、吉村は植民地統治に関する調査に従事すべく、欧米諸国及びアフリカへ1年半余りにわたり差遣された。「頭脳明晰」かつ「頗る勉強家」として知られた吉村への期待は高かった。

1911年5月、吉村は勅任官である関東都督府外事総長に任ぜられ、関東都督府文官ナンバー2の地位に登った。清国やロシアとの外交折衝を着実にこなした彼の将来は順調であるかに見えたが、1914年10月、持病の悪化により休職となり、休職満期の1916年11月、退職となった。しかし吉村は、1917年7月に内閣に再設置された拓植局の囑託となり、イギリス植民地を中心とした欧米諸国の植民地統治研究に従事し多数の報告書を作成した。欧米植民地に関する調査研究で活躍した吉村は、1945年8月、69歳で逝去した。⁶⁾

吉村源太郎は、イギリスが帝国としての統一性をいかに安定的に実現しようのかに大きな関心を持ち、それを日本の植民地統治に活用しようとしていた。本稿で取り上げる南アフリカは、イギリス人移民による自治植民地ではあるが、先住民のオランダ系ボーア人がそれを上回る人口を占め、さらに現地アフリカ人がヨーロッパ系白人全体の人口を上回るという複雑な構造を抱えた植民地であった。こうした事情を踏まえ、吉村は、彼がこれまでに考察してきたアイルランドに関する報告書である『愛蘭問題』⁷⁾と、イングランド

6) 吉村源太郎の詳細な経歴に関しては、加藤道也「植民地官僚のアイルランド問題認識—吉村源太郎を手掛かりとして—」『大阪産業大学経済論集』第12巻第1号 2010年9月、を参照されたい。

7) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓植局 1919年8月。

とスコットランドとの合邦に関する報告書である『英蘇併合論』⁸⁾の知見を南アフリカに敷衍しながら『南阿連邦論』をまとめた。

植民地官僚に関する研究は前述のように盛んになってきているが、吉村源太郎の『南阿連邦論』を本格的に検討した研究は未見である。本稿では、吉村源太郎のイギリス植民地関係報告書のいわば集大成ともいえる『南阿連邦論』を、先行研究⁹⁾を参照しながら検討することを通じて彼の南アフリカ植民地統治に対する認識を明らかにし、植民地官僚によるイギリス帝国認識を解明する手掛かりとしたい。なお、吉村が参考文献・資料として何を参照して『南阿連邦論』を書いたのか、についての検討は今後の課題としたい。

8) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓植局 1921年3月。

9) 先行研究として筆者が参照したものは主として以下のものである。通史的なものとしては、池谷和信「南部アフリカ—コイサン、バントゥ、ヨーロッパ人」川田順三編『新版 世界各国史10 アフリカ史』山川出版社 2009年、岡倉登志「『アフリカ分割』の時代」川田順三編『新版 世界各国史10 アフリカ史』山川出版社 2009年、がヨーロッパ移民と原住民の双方を視野に入れて総合的に論じられている。また、英文文献としては、C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', A. Porter ed., *The Oxford History of the British Empire: The Nineteenth Century*, 1999, が代表的なものであり、本稿では、南アフリカ連邦の通史としてこれを用いている。その他、S. Marks, 'South Africa', J. M. Brown and W.M. Roger Louis eds., *The Oxford History of the British Empire: The Twentieth Century*, 1999, C. Newbury, 'Great Britain and the Partition of Africa, 1879-1914', A. Porter ed., *The Oxford History of the British Empire: The Nineteenth Century*, 1999, も詳細な研究である。南アフリカ連邦の形成史としては、前川一郎『イギリス帝国と南アフリカ—南アフリカ連邦の形成—』MINERUVA 西洋史ライブラリー ミネルヴァ書房 2006年、が詳細な検討を行っている。経済史研究としては、北川勝彦『南部アフリカ社会経済史研究』関西大学出版部 2001年、が代表的である。イギリス帝国史に関する論争を整理したものとしては、竹内幸雄『帝国主義・帝国論争の百年史』『社会経済史学』80-4 2015年2月、がある。また、イギリスと日本との比較を行った研究としては、木畑洋一「英国と日本の植民地制度」『岩波講座 近代日本と植民地1 植民地帝国日本』岩波書店 1992年、を挙げておきたい。また、帝国意識に関する研究は関心も高く研究も多い。ここでは、秋田茂「植民地エリートの帝国意識とその克服」木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房 1998年、北川勝彦「白人移民社会の形成と帝国意識—南ローデシアを中心に—」木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房 1998年、木畑洋一「イギリスの帝国意識—日本との比較の視点から—」木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房 1998年、木畑洋一「イギリス帝国主義と帝国意識」北川勝彦・平田雅博編『帝国意識の解剖学』世界思想社 1999年、北川勝彦「アフリカの植民地化と帝国意識の諸相」北川勝彦・平田雅博編『帝国意識の解剖学』世界思想社 1999年、林光一『イギリス帝国主義とアフリカ—ナショナリズム—1867~1948—』創成社 1995年、竹内幸雄「ニューラディカルの帝国意識とアフリカ」木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房 1998年、旦祐介「自治領化とコモンウェルス—帝国・意識・主権」木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房 1998年、堀内隆行『異郷のイギリス—南アフリカのブリティッシュ・アイデンティティ』金沢大学人間社会研究叢書 丸善出版 2018年、などがある。帝国主義とジェンダーについて論じたものとしては、井野瀬久美恵「メアリ・ホールの植民地幻想」木畑洋一編著『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房 1998年、井野瀬久美恵『大英帝国という経験』興亡の世界史第16巻 講談社 2007年、が伝記的研究として興味深い。また、南アフリカに滞在した外務官僚による「領事報告」等を用いた研究としては、北川勝彦『日本—南アフリカ通商関係史研究』日文研叢書 国際日本文化研究センター 1997年、が先駆的である。

2. 喜望峰植民地の形成，ボーア人「大移住」と自治共和国の成立

イギリスと南アフリカの関係について、歴史家シュラ・マークスは、20世紀におけるイギリスの南部アフリカ政策は南アフリカ情勢に左右され、南アフリカ連邦やそれに続く南アフリカ共和国はイギリス国内で独特の位置を占めてきたと述べる。彼女は、帝国統治問題のイデオログであったライオネル・カーチスの書簡を引用しながら、南アフリカがイギリス帝国の縮図であり、南アフリカに関する考察の多くはイギリス帝国自身にも同様に当てはまると論じた。¹⁰⁾

イギリス帝国に関する多くの報告書や論考を執筆した吉村源太郎も、マークスに見られるような南アフリカ統治認識を共有していた。吉村源太郎もまた、南アフリカをイギリス帝国の「縮図」であると見ていたのである。『南阿連邦論』は、拓殖事務局から1923年5月に印刷されたが、「緒言」とそれに続く20章で構成され、204頁にわたる詳細な内容となっている。以下、吉村源太郎『南阿連邦論』を、イギリスの南アフリカ統治に関する先行研究を参照しながら検討していこう。

1795年にオランダから喜望峰植民地を獲得し、イギリスは広大な新領土を獲得した。オランダ時代の植民地化と土地収奪は継続・強化されたが、それはイギリスにとって南アフリカ権益の要となる喜望峰植民地に強力な軍事的存在感を確立すると共に、白人移民の移動に伴い南アフリカ内陸部に拡大する白人コミュニティの平和維持に関与していく過程でもあった。イギリス統治は、イギリス化したオランダ系住民の協力者を得ながら浸透していったが、1820年からは大規模なイギリス人移民が開始され積極化していった。政治、社会、経済の改革が人道的観点と経済発展のために行われ、植民地統治は根本的に再編されていった。喜望峰植民地は、オランダ統治時代の奴隷に依拠する社会から賃金労働者が重要な意味を持つ社会へと変質しながらイギリス帝国の世界貿易システムに統合されていった。しかし、南アフリカにおけるイギリス統治は様々な困難を内包していた。本国の都市出身で南アフリカでも都市部に定住し英語を用い続けたイギリス人移民は、母国を思慕しイギリス帝国の一員であることに誇りを持っていた。一方のオランダ系ボーア人はほとんどが農民であり、母国とは感情的乖離があった。両者の社会的融合や結婚はほとんど行われず、南アフリカのヨーロッパ人は、オランダ系ボーア人とイギリス人に民族的に分

10) S. Marks, 'South Africa', J. M. Brown and W.M. Roger Louis eds., *The Oxford History of the British Empire, The Twentieth Century*, 1999, 545頁。

割されていた。¹¹⁾

この時代について吉村源太郎は、南アフリカ植民地は「喜望峰ニ始マリ、漸次北方ニ及ホシタルモノ」であり、それを開始したのは「蘭人」であるとし、彼らの先住民としての立場を尊重する。¹²⁾ そして、オランダ人移民の特徴を、本国への「愛着思慕ノ情」を失った「新ナル国民ナリトノ思想」すなわち「アフリカンダーノ情操」を抱いた人々であり、彼らが南アフリカ史において「最モ重要ナル勢力」を形成していたと述べる。¹³⁾

そうした喜望峰植民地に変化をもたらしたのがイギリスであったと吉村は言う。イギリス人とボーア人を共に南アフリカにおける「欧人」と捉える吉村は、両者は「人種」や「性格」に根本的な相違はなく、共に「自由」を尊重し「新教」を信仰する「融和」可能な人々であると見ていた。¹⁴⁾ しかし、1814年に南アフリカにおけるイギリス主権が確定すると、徐々にイギリス人官吏の「態度」が変化し、ボーア人の「同化」を「容易」であると「速断」し、喜望峰植民地を拙速にイギリス化しようとしたため、「干渉支配」を嫌悪するボーア人たちの「反感」を招いたと吉村は述べる。¹⁵⁾ こうした、植民地統治の困難の原因を統治者や非統治者の感情や態度に求める観点は、吉村の植民地統治認識にしばしば見られる特徴である。吉村にとって、南アフリカにおける民族的不和は、イギリス人の統治姿勢に原因が存するのであった。

1820年代から30年代にかけてイギリスによる改革が進展すると、1840年までの間に約1万5000人のボーア人がイギリス支配を嫌い、新天地を求めて内陸部へ「大移住」を行うと共に、独立共和国を建設しようと試みた。イギリス政府は、ボーア人移住民による現地アフリカ人の土地・食料の収奪が内陸部の不安定化と紛争を惹起し、喜望峰植民地に悪影響を及ぼすことを憂慮したが、介入には消極的であった。¹⁶⁾

吉村は、「大移住」を南アフリカ植民史上「重要ナル一転期」と見る。吉村によれば、「自由ノ天地」を「熱望」したボーア人たちは、イギリス統治政策と現地アフリカ人との「戦禍」を嫌い、「東北ノ広野」に大規模な移住を開始することになったのである。すなわち、統治者であるイギリス人と非統治者であるボーア人の感情的対立が、植民地情勢に極めて大きな影響を与えたと見るのである。¹⁷⁾

11) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', A. Porter ed., *The Oxford History of the British Empire: The Nineteenth Century*, 1999, 597頁-600頁。

12) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 3頁。

13) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 6頁。

14) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 11頁。

15) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 12頁。

16) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 601頁。

17) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 19頁。

イギリス政府は、内陸部に移住したボーア人たちとの間で、1852年にサンドリヴァー協定、1854年にブルームフォンテン協定を締結し、2つのボーア人共和国である南アフリカ共和国（トランスヴァール共和国）およびオレンジ自由国の建設を容認した。1880年代までのイギリスは、南アフリカにおけるイギリスの優位性は海岸地帯の支配によって十分に担保されるため、巨額の費用と義務を負ってまで内陸部で直接的統治を行う必要はないと考えていた。海岸部においては、1843年、イギリスは喜望峰植民地の東部に隣接するナタール共和国を併合し直轄植民地とした。元来ナタールは、「大移住」の際に喜望峰植民地から移住したボーア人によって共和国として建国されたが、現地ズールー族との紛争が絶えず不安定な情勢が続いていた。結局同地はイギリスによってナタール港と海岸地帯の安定化のために併合され、1840年代から50年代の初頭にかけて5000人のイギリス人移民が流入した。1856年には責任政府が樹立され、イギリス人移民が圧倒的多数のアフリカ人たちを支配することとなった。ヨーロッパ移住者が定住・支配する南アフリカ地域は、内陸部の2つのボーア人共和国と海岸地帯を支配する2つのイギリス直轄植民地とに分割され、内陸部に閉じ込められたボーア人共和国は、海岸部のナタール植民地や喜望峰植民地の港に依存し、経済的・文化的にイギリス帝国と結合され続けた。¹⁸⁾

この間の事情について吉村は、移住したボーア人によって、1839年、ナタール共和国が建設されたが、その政府は現地ズールー族との紛争を解決できず、事実上「無政府ノ状態」であったと述べる。¹⁹⁾ そのため、ボーア人系のナタール共和国は「滅亡」しイギリスによって併合されたのであった。ナタール共和国の併合によって、イギリスはズールー族の隣接地域を獲得し、イギリスの南アフリカ統治を安定させるにあたり「重大ナル関係」を有する地方を得たと吉村は評価する。²⁰⁾ これとは対照的に、内陸部のトランスヴァールについては、喜望峰植民地のスミス総督が軍隊を派遣し同地域の安定化に努めたが、現地カファ族との戦闘に阻害され同地域を併合できずボーア人との対決の余力を失ったため、1852年1月、サンドリヴァー協定を締結し、ヴァール川以北のボーア人にイギリス帝国内での「自治」を認めたとする。さらに彼は、1852年11月、現地の王モシエシュとの戦闘に「大敗」したイギリスはモシエシュと講和条約を締結し同地域から撤退すると共に、1854年3月、ブルームフォンテン協定を締結しオレンジ川北方のボーア人にオレンジ自由国の建設を認めた事情を叙述する。²¹⁾ 吉村は、こうした内陸部に対するイギリス政府の消極性は、

18) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 602頁。

19) 吉村源太郎『南阿連邦論』、26頁-27頁。

20) 吉村源太郎『南阿連邦論』、29頁。

21) 吉村源太郎『南阿連邦論』、35頁-37頁。

後年の南アフリカ戦争とは「奇異ナル対照」を見せるが、その理由を通説同様、当時のイギリス植民地政策自体が「消極的」であったことによると結論づけた。²²⁾

一方、海岸部を含む地域については事情が異なると吉村は言う。ヨーロッパ移民の増加に伴い喜望峰植民地においては政治改革が求められるようになったが、吉村はこのような動きを「自然ノ勢」であるとして現地情勢を重視すべきであると述べる。彼は通説が指摘する本国と植民地の意思の「枘格」も適切に捉えていた。吉村は、ボーア人「大移住」について、喜望峰植民地政府は「本国政府ノ失策」であると考えていたと述べる。彼は、南アフリカのヨーロッパ人が、「人種」と「文明」における「優越」を信じるあまり、しばしば現地アフリカ人に対して「苛酷」で「暴虐」に振る舞うことが多いのに比べ、本国政府は「大局ヨリ観察シテ」、むしろ「土民ニモ欧人ト同等ノ権利ト保護」を与える傾向があったと述べ、本国と現地植民地との統治認識の違いを指摘し、安定的な植民地統治のためには、現地の事情を本国が熟知し、適切な政策を展開することが肝要であると主張する。その他のイギリス帝国植民地と同様に、イギリス統治の拡大に伴い現地統治責任者たちがより多くの行政権限とより広範な地域統合を志向するようになる中、イギリス政府は原則的には公的な統治責任を極力海岸部に限定する方針を堅持したが、現地情勢に適宜対応することを通じて内陸部にも関与せざるを得なくなっていった。こうした情勢について吉村は、本国による「大局的」政策に理解を示しながらも、現地移住民の意向への対応も重要であると述べた。²³⁾

吉村は、海外植民地の人々の本国に対する「忠実」を確保するためには、「自由」と「利益」と「情操」の3要素が「結合」することが重要であると指摘した。具体的には、喜望峰植民地やナタール植民地などのイギリス人が比較的優勢な地域では、3要素すべてに期待できるため早期に「自治政府」を付与することが重要であり、ボーア人に対しては、「自由」と「利益」とを付与しながら「善政」を展開することを通じて時間をかけて自発的にイギリスに好意的な「情操」が醸成されるのを待つことが重要であると述べ、現地の事情に対応した統治形態が模索されるべきであると主張したのであった。²⁴⁾

3. 南アフリカ共和国併合、連邦計画、南アフリカ共和国再興

1867年にオレンジ川とヴァール川の合流地点付近でダイヤモンドが発見されると、イギ

22) 吉村源太郎『南阿連邦論』、37頁。

23) 吉村源太郎『南阿連邦論』、39頁。

24) 吉村源太郎『南阿連邦論』、39頁-40頁。

リス政府は当該西グリカランドを安定と権益のために併合した。その後イギリス人を中心とするヨーロッパ新移民と数十万人の労働者たちが当該地域に殺到した。同地の農民たちは、ダイヤモンド発見による人口増加に対応して、商業的農業による食糧増産に努めた。ケープタウン経由の輸入は倍増し、1886年までに喜望峰植民地は主要な海港と内陸部とを結ぶ鉄道を建設した。²⁵⁾

吉村は、ダイヤモンドの発見を通説同様南アフリカ史上ボーア人の「大移住」に次いで「最も重要ナル一転期」を画するものと位置づけた。²⁶⁾ 彼は、ダイヤモンド発見以前の内陸部オレンジ自由国について、オレンジ自由国大統領プレトリアスが同じくボーア人系の南アフリカ共和国との併合を志向していたにもかかわらず、同国議会や国民はむしろイギリス統治に融和的であった喜望峰植民地との「連邦」を希求していたと分析し、喜望峰植民地総督グレイ卿も賛意を示していたと分析する。しかし、イギリス本国政府はこうした動きを「伝統政策ニ反スルモノ」として承認せず、そのためオレンジ自由国の国民はイギリスの態度に「憤慨」し、南アフリカ共和国と連携することによって「国勢ノ維持」を図ろうとするようになったと吉村は述べる。²⁷⁾ 後に西グリカランドと呼ばれた地域におけるダイヤモンドの発見の意義を重視する吉村は、同地域を直轄植民地とした後に喜望峰植民地に併合した「英国ノ措置」に対するオレンジ自由国国民の「憤懣」は長期にわたって消散せず、後のボーア戦争において彼らが南アフリカ共和国と「運命」を共にした「一因」であると指摘する。²⁸⁾ オレンジ自由国に対する一連のイギリスの対応について彼は、イギリス政府が現地世論の動向を無視してまで貫徹してきた、南アフリカにおける統治責任を限定し「領土ノ拡張」を「否認」する伝統的南アフリカ政策が、ダイヤモンドの発見という経済的権益を理由として「変更」されたことを批判的に論じたのである。²⁹⁾

イギリス人が増加したこの機会に、イギリス政府は喜望峰植民地を中心に南アフリカ諸植民地をカナダ型の自治植民地として統合しようと考えた。植民相カーナヴァン卿は統合に積極的であり、必要ならば軍事介入も辞さない姿勢で南アフリカ連邦の成立を目指した。連邦構想を協議するための南アフリカ植民地代表会議が頓挫すると、彼がその障害であると考えた南アフリカ共和国の併合を決意した。³⁰⁾

吉村は、こうした植民相カーナヴァン卿の南アフリカ植民地統合構想を以下のように論

25) C. Saunders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 604頁。

26) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 48頁。

27) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 43頁。

28) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 45頁-48頁。

29) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 48頁。

30) C. Saunders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 606頁。

評する。彼は、統合を話し合うための会議開催がナタール以外の各植民地政府によって拒絶されたことについて、統合は「外部ノ強制」によってではなく「内部ノ自発」によるものでなければならないとの南アフリカ諸植民地の意思表示であると分析した。加えて、オレンジ自由国には西グリカランド併合に対する「憤懣」があり、南アフリカ共和国には統合による「独立」の「喪失」への「憂慮」があったと結論づけ、現地情勢に対するイギリス本国の認識不足を批判する。³¹⁾

連邦構想について吉村は、通説同様、当時のカナダ連邦の成立に刺激されたものであり時機を得たものと見るが、「人種」、「習俗」および「宗教」の観点から見れば南アフリカにおけるイギリス人とボーア人との関係はカナダにおけるイギリス人とフランス人との関係よりも「密接」と言えるが、「政治的關係」から見ると、南アフリカ事情はカナダと大きく異なると述べる。多くの南アフリカ植民地でボーア系人口がイギリス系人口を上回り、「純然たる英人ノ社会」が形成されているのはナタール植民地のみであることが指摘され、連邦を構成する全ての植民地においてイギリス人がフランス人を凌駕するカナダ連邦との相違が指摘され、当時連邦が実現可能であったかについては懐疑的であった。³²⁾

さらに吉村は、連邦構想の阻害要因として南アフリカ各植民地における経済的利害の相違があることにも言及する。喜望峰植民地の「人民ノ多数」は連邦構想に好意的であり、「鉄道、郵便、電信、関税ニ関スル融合」を「期待」していたが、それは、主要産業である「農耕及牧畜」の保護のために「高率ノ関税」が望ましかったためであり、イギリス人が主として「商業」に従事し「関税ノ低率」を望んでいたナタール植民地とは「利害關係」が大きく異なっていたと分析する。イギリス的と思われた喜望峰植民地はむしろ内陸部のボーア人系オレンジ自由国と同じ「利害關係」を有しているとし、経済的利害關係と民族的利害關係のねじれを鋭く指摘した。³³⁾

また、イギリス人が住民の絶対的多数を占めるナタール植民地の「感情」がイギリス的であるのに対し、イギリス的と思われがちな喜望峰植民地の「感情」は白人人口の過半を占めるボーア人的に傾きつつあったとも指摘する。加えてナタール植民地には労働力不足からインド人労働者の導入が進んでいるという「労働問題」があり、そうした問題を有しない喜望峰植民地との意見不一致が存在したとも述べる。³⁴⁾

さらに吉村は、ボーア人が多数を占めるオレンジ自由国と南アフリカ共和国は連邦によ

31) 吉村源太郎『南阿連邦論』、53頁。

32) 吉村源太郎『南阿連邦論』、55頁。

33) 吉村源太郎『南阿連邦論』、56頁。

34) 吉村源太郎『南阿連邦論』、56頁。

る「融合」に反対ではないものの、連邦形成に伴う「独立」の「喪失」を憂慮していたと指摘する。以上のように各植民地で様々な意見の相違が存する中、それを十分斟酌することなく強行されたイギリス人シェプストーン卿による南アフリカ共和国併合宣言について吉村は、オレンジ自由国および喜望峰植民地のボーア人たちの「感情」的反発を招き、南アフリカ連邦の成立の可能性が「阻却」されることになったと分析し、現地住民の「感情」の動向を重視する。³⁵⁾

実際南アフリカ共和国のブルガー大統領は、ポルトガル領デラゴア湾に通じる新たな鉄道建設を試み同国の独立性を強化しようとしたが、植民相カーナヴォン卿は、それによる喜望峰植民地の影響力低下を阻止するため特使としてシェプストーン卿を南アフリカ共和国に派遣した。シェプストーン卿は現地ベディ族との継続的紛争により同国財政が破綻状態であり、国民の支持も失っていることを確認し、南アフリカ共和国はイギリス政府の援助なくして存続不可能であることを説き、1877年4月12日、併合を宣言したのであった。³⁶⁾

吉村は、シェプストーン卿による南アフリカ共和国併合宣言を「余リニ高圧的」であると断罪した上で、イギリスが南アフリカ共和国の秩序紊乱が南アフリカ全体に「危機」をもたらすことを避けるためにやむなく併合したと主張するのは単なる「口実」であり、イギリス本国における「拡張的帝国主義」の台頭による植民地政策の変更の主因があると指摘する。吉村にとってイギリスによる南アフリカ共和国併合を正当化する「唯一ノ道」は、イギリスが「民意」を「尊重」して「一般ノ康寧」を図り、「人民」を「英国ノ統治」に「悦服」せしめることであると述べたが、実際の統治政策は全くボーア人たちを納得させるものではなかったのである。³⁷⁾ 吉村にとって、現地住民の意思は政策決定にあたって極めて重要な要因であったのである。

吉村は、南アフリカ諸植民地のような「自治又ハ自治ニ近キ政治組織ヲ有スル人民」の間に「連合」を成立させるためには、内部からの自発に待つほかないと考えており、植民相カーナヴォン卿らが断行した南アフリカ共和国併合は、南アフリカ各植民地全体に居住するボーア人の「民心」をかえって「離反」させたと分析する。彼は、南アフリカにおいてボーア人が多数を占める状況が続き、イギリス人移民の劇的な増加が見込めない情勢下で断行された南アフリカ共和国併合は、明白な「政治上ノ大過失」であると結論づけた。³⁸⁾

併合され直轄植民地となったトランスヴァール植民地（旧南アフリカ共和国）における

35) 吉村源太郎『南阿連邦論』、57頁。

36) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 606頁。

37) 吉村源太郎『南阿連邦論』、60頁。

38) 吉村源太郎『南阿連邦論』、57頁-58頁。

イギリス統治への抵抗運動は、1880年のイギリス総選挙で帝国主義的南アフリカ政策に批判的な自由党が政権を獲得するとの期待で延期されたが、政権を獲得したグラッドストーン自由党政府が南アフリカ連邦の実現とトランスヴァールに対するイギリスの優越性の継続を主張したことによって顕在化した。南アフリカ総督コレー卿は、抵抗運動を鎮圧するため本国政府の方針に反して独断でトランスヴァール植民地に侵攻したが、1881年2月27日、マジュバヒルにおいて大敗した。グラッドストーン政府は交渉による和平を模索し、1881年3月に締結されたプレトリア協定によってトランスヴァール植民地のボーア人たちは自治共和国再興を認められた。³⁹⁾ 吉村は、グラッドストーン政府に「独立回復ノ希望」を期待したボーア人たちに同情的であった。⁴⁰⁾

このボーア人の独立運動に対する「2度目の譲歩」であるプレトリア協定において、イギリスはトランスヴァール共和国に対する宗主権を確保し、外交関係やイギリス系住民に関する事項における優越を維持した。これを不満とするトランスヴァール共和国のクルーガー大統領は、1884年、プレトリア協定のロンドン協定への改定に成功した。ロンドン協定はプレトリア協定の内容をさらに緩和したものであり、トランスヴァール共和国は南アフリカ共和国の国名を回復すると共にイギリスの宗主権の主張を取り下げさせ、外交関係におけるイギリス支配を脱し北方への国家拡張の可能性を容認させた。ロンドン協定は、イギリスにとっては植民地において最小限の統治政策のみを行う伝統的イギリス帝国政策への回帰であった。⁴¹⁾

南アフリカ共和国に対するイギリス支配が弱まったことは、イギリスが南アフリカ全体に対する優越的地位や他国の参入を拒む姿勢を放棄したことを意味するものではなかった。1884年8月、ドイツ皇帝ビスマルクはオレンジ川からアンゴラ国境までの海岸地帯をドイツ保護領として併合しイギリスを警戒させたが、1898年8月、南アフリカにおけるイギリスの優越を認める英独協定が締結され、イギリスは南アフリカ地域における事実上の優越性を国際的に認められた。⁴²⁾

プレトリア協定について吉村は、ボーア人の南アフリカ共和国は「独立国ト自治植民地トノ中間ノ地位」を享有したと評し、帝国内の自治共和国容認という内容自体はイギリスにとっても悪いものではなかったと、通説と同様の見解を示している。⁴³⁾

しかし、同協定がイギリス本国野党や南アフリカ在住のイギリス人によって、イギリス

39) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 607頁-608頁。

40) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 61頁-62頁。

41) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 608頁。

42) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 609頁。

43) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 63頁。

帝国の「屈服」を意味すると共にその「威厳」を甚だしく毀損し、「将来ニ於ケル難問題ノ種子ヲ蒔ケルモノ」と批判されていることを紹介し、イギリスの安定的統治にとっては悪影響であり、実際ボーア人たちも、イギリスの「寛宏」を感謝するどころかイギリスを「嫌忌」し「軽侮」するに至ったと指摘する。イギリス帝国の安定的統治を重視する吉村はこうしたボーア人の態度にも批判的であったが、1884年にさらに妥協的なロンドン協定となるプレトリア協定を、「大移住」と共に南アフリカ史上の「一大事件」としてイギリスの植民地統治における重要な転換点と位置づけた。⁴⁴⁾

4. 南アフリカにおけるイギリス帝国政策の積極化

1886年、南アフリカ共和国内のウィットウォーターランドにおいて大規模な金鉱が発見されたことにより、1898年までに同国は世界の金産出量の27%を誇る最大の産出地域となった。この「鉱物革命」は南アフリカ全体に近代化と経済発展をもたらし、金本位制下の国際通貨と国際貿易を支える世界的に重要な地域となった。金採掘に従事するために多数流入したヨーロッパ移民であるウィットランダーは、イギリス人を中心としながらも多様な国籍や階級からなる雑多な個人の集団であり、財を成すために一時的に南アフリカ共和国に移住した者が多く、信仰篤いボーア人との文化的差異は大きかった。南アフリカ共和国のクルーガー大統領は、金鉱業を、慢性的に困窮する同国財政を救う財産であると同時にボーア人の生活様式やボーア人優位の国政基盤を脅かしかねない負債でもあると認識し、ウィットランダーの影響力を制限するため、彼らの帰化や参政権取得のための居住要件を2年間から14年間に厳格化した。ウィットランダーたちはこうした政治的排除、高率課税、不十分な教育機会、非効率的行政などに不満を募らせていった。⁴⁵⁾

上記のような情勢について吉村は、イギリス政府は一定の譲歩を行いながら南アフリカ共和国を地政学的にイギリスの影響圏で「包囲」し「発展ノ余地」を有しない状態にしてきたが、⁴⁶⁾ こうした状況の中で、「金鉱ノ発見」という南アフリカ共和国の「国勢」に「激変」をもたらす事態が起こったと述べ、通説同様これを「一大転機」とし、これに起因する「移民」の「来襲」によって南アフリカ共和国は、財政を潤す「鉱業」の発展を図りつつもボーア人の「優勢」を維持する政策を行わねばならなくなったと述べ、この政策を契機に、不満を抱く新移民ウィットランダーとその「勢力」を「抑制」しようとするボーア

44) 吉村源太郎『南阿連邦論』、64頁-66頁。

45) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 609頁。

46) 吉村源太郎『南阿連邦論』、67頁-68頁。

人との間に感情的対立が醸成されたと指摘する。⁴⁷⁾

ウィットランダー出身のセシル・ローズは、ダイヤモンド鉱山業の成功による巨額の資産を用いイギリス帝国利益を拡大する現地協力者として活躍した後、喜望峰植民地のボーア人政党アフリカンダーボンドの支持を得て、1890年に同植民地首相にまで登りつめた。彼は、南アフリカの将来的繁栄のためには諸植民地の政治的統合が不可欠であるとして鉄道及び関税同盟を主張したが、南アフリカ共和国のボーア人は、統合によってロンドン協定で承認された独立が脅威にさらされることを恐れ統合に慎重な態度を崩さなかった。⁴⁸⁾

ローズは、ウィットランダーによる蜂起を武装イギリス人遠征隊が支援し南アフリカ共和国政府を転覆する計画を立て、1895年7月、植民相ジョゼフ・チェンバレンの黙認を得た。同年12月、ジェームソン率いる南アフリカ会社所属の国境警察隊約500名は南アフリカ共和国へ武装越境したが、彼ら侵入者たちと蜂起したウィットランダー指導者たちは直ちに逮捕・投獄され計画は大失敗に終わった。これを主導したと見られたローズは失脚し、南アフリカ各植民地のボーア人たちは南アフリカ共和国の同胞たちに大きな同情を寄せる結果となった。南アフリカ共和国大統領クルーガーは、ジェームソンとその共犯者を解放してイギリスの監獄へ移送すると共に、共謀したウィットランダーを罰金刑で済ませるといふ寛容さを示しつつ、イギリスによる将来的介入から独立を維持するため、大規模な国防事業と武器輸入による軍備増強を図った。⁴⁹⁾

ジェームソン侵入事件について、吉村は正当性の観点から以下のように独自の分析を展開する。イギリス側の立場を、南アフリカ共和国においては「寡頭政府」による「専制政治」が行われ、「租税ノ重キ」にかかわらず「文明政治ノ利益」に乏しく、政府は「腐敗」していると共に「無能」であり、穏健な政策はすでに「無効」であることから事件勃発には一定の説得力があるように見えるが、ボーア人の立場から見れば、「法律上」のみならず「感情上」においてもこうした理由付けには「抗議」すべきことがあるとし同情を寄せる。南アフリカ植民地はボーア人の移民に始まったと考える吉村は、彼らが「大移住」によって喜望峰植民地を去った後、「孤軍奮闘」しながら自分たちの「習俗」、「思想」、「宗教」を保持するために国家を建設したと見るからである。さらに、通説も指摘するように、そもそも新移民ウィットランダーたちは永続的な「市民」となることを望んでおらず、「相当ノ財富」を得た後は「故国ニ帰去」する者たちであったと指摘し、「租税ノ荷重」のみ

47) 吉村源太郎『南阿連邦論』、72頁。

48) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 611頁。

49) 吉村源太郎『南阿連邦論』、612頁。

を根拠として「暴挙」に出るのは全く「許スヘカラサル」ことであると述べた。⁵⁰⁾

ウィットランダー人口の増加とその経済力向上を予想したイギリス政府は、彼らが選挙権を獲得すれば南アフリカ共和国政府を平和裏に掌握できると考えた。老齢のクルーガー大統領は早晚引退し、後継勢力の合議による行政改革とウィットランダーの不平改善とが期待されていた。⁵¹⁾ 吉村は、こうした情勢下におけるイギリス側の判断に合理性が乏しいことも指摘し、イギリスは時間をかけて上記の如き南アフリカ共和国情勢が更に自らに有利になるのを待つべきであったとの認識を示した。⁵²⁾

吉村はさらにジェームソン侵入事件による「暴動」の「不成功」は、イギリス人の「軽挙」であると結論づけ、「ジェームソン侵入ハ大失策」であったと断罪する。それは、吉村が重視する「民族間融和」を決定的に障害し、「人種的反感」を招来し、「各種問題ノ解決」を困難にしたからである。同事件はボーア人たちの対イギリス「感情」を悪化させ、「トランスヴァール問題」を南アフリカ全体の問題に拡大し、「民心」を不安に陥れたイギリスの致命的失策であると吉村は結論づけた。⁵³⁾

さらに吉村は、南アフリカ全体におけるイギリス人とボーア人の関係について詳細に論ずる。喜望峰植民地においては、イギリス人とボーア人との間に「格別ノ軋轢」はなかったと見る吉村は、イギリスの植民地政策が適切であれば両者の関係は融和的でありえたと一貫して主張した。彼は、喜望峰植民地においては、主として「商業ニ従事」するイギリス人と専ら「農耕牧畜」に従事するボーア人という事情を反映した「経済的」問題にすぎなかったものが、1877年のイギリスによる南アフリカ共和国の「併合」が「人種的」問題へと一変させたと分析した。⁵⁴⁾

吉村は、ジェームソン侵入事件以前には、喜望峰植民地やオレンジ自由国のボーア人たちは南アフリカ共和国におけるイギリス人への選挙権付与にむしろ同情的であり、両者の間には「完全ナル一致融和」があったと見る。南アフリカ共和国においてすら「少数」ながらも「改革ノ断行」を志向し、イギリス人に「同情」を寄せる者もいたと述べる。そうした好ましい状況をジェームソン侵入事件は一変させ、喜望峰植民地では「人種的反感」が刺激され、喜望峰植民地のボーア系政党ボンドは従来の「妥協政策」を放棄し、参政権問題が「人種」間対立に関する問題に変質したと非難する。イギリスの植民地政策の不適

50) 吉村源太郎『南阿連邦論』、84頁。

51) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 613頁。

52) 吉村源太郎『南阿連邦論』、85頁。

53) 吉村源太郎『南阿連邦論』、85頁-86頁。

54) 吉村源太郎『南阿連邦論』、87頁。

切さが、「反英感情」を「激烈」なものにしたとする見解は一貫した吉村の主張である。⁵⁵⁾

こうした状況下で1895年以降イギリス政府と南アフリカ共和国との間で外交交渉が行われたが、ウィットランダーの待遇改善のための協議は容易には進まなかった。吉村が「専制的であるだけでなく「行政的能力」を欠くと見ていた南アフリカ共和国政府は「独立」を失うことを恐れるあまり「選挙権ノ拡張」を行わず、「施政ノ改善」を断行しない状況であり、それは「知識」と「手腕」の欠如を示していると述べた。彼は、当時の南アフリカ共和国に対しては、「武力」による以外に同国を「屈服」させる方策は見いだせない有様であったとまで言及するが、すぐさま、こうした状況のみではイギリスによる「介入」を正当化することは出来ないと述べ、「干渉」を行うためには「法律上ノ根拠」と「干渉ヲ正当トスルノ事実」が必要であると述べ、イギリス側にはそうした正当性はないと結論づけた。⁵⁶⁾

吉村は、ジェームソン侵入事件以降南アフリカ共和国大統領クルーガーの態度は益々「頑冥」となり、加えてイギリス側が南アフリカ共和国に対して「宗主権」を主張したこともクルーガー大統領のさらなる態度硬化につながったとして、イギリスの行動の不適切さを法律家らしい論理で述べている。そして、こうした不適切な対応によって、南アフリカ共和国の人々の「反英」、「反改革」の「氣勢」が同国を「風靡」するに至り、イギリスが引退を期待していたクルーガー大統領は1898年の大統領選で圧倒的な支持を獲得し、4選を果たす結果となったと述べる。⁵⁷⁾

このような現地情勢において植民相チェンバレン卿は、イギリスの権益保全のためには、南アフリカがイギリス帝国から離脱しないカナダ連邦のような枠組を構築しなければならないとの信念に基づいて南アフリカ連邦の実現を追求した。1897年、チェンバレン卿は信頼するミルナー卿を南アフリカ高等弁務官兼喜望峰植民地総督に任命し、「帝国の中で本国と最も結合度の弱い植民地」である南アフリカ諸植民地をイギリス優位の下で統一することによる紐帯強化を目指した。⁵⁸⁾

ミルナー卿について吉村は、かつてインドやエジプトにおいて「財政ノ要局」にあり、「植民地統治ノ閱歴」に富み、「智謀」と「手腕」に優れ、「大局」を見る目があり「堅実」にして「行政ノ実務」に通じた人物であると高く評価した。さらに、1905年に総督を退任するまでの8年にわたり、植民相チェンバレンをはじめとする「爵然タル帝国主義者ノ勢力」と連携し、「南阿戦争ヲ実行シ」、「戦後経営ノ基礎」を確立し、「英国ノ権力」を南アフリ

55) 吉村源太郎『南阿連邦論』、89頁-90頁。

56) 吉村源太郎『南阿連邦論』、91頁-92頁。

57) 吉村源太郎『南阿連邦論』、93頁。

58) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 615頁。

かに「扶植」することに貢献したとして、彼の統治実績に言及する。⁵⁹⁾ ミルナー卿が南アフリカ共和国における「寡頭政治」の撲滅と喜望峰植民地がイギリスに対し「忠実ナル態度」を維持することを「政策ノ眼目」とし、「争点ヲ限局」することによって解決を図る政策を行い、やむを得ない場合には「武力」によって「改革」を断行する決意も秘めつつ南アフリカ共和国の「改革」に対する意思と能力とを見極めようとしていたと見る吉村は、ミルナー卿を評して「彼ハ実際政治家ナリ、文書ノ外ニ実勢ヲ察シタリ」と述べ、その政策実現能力に共感を寄せている。⁶⁰⁾

4選なったクルーガー大統領の下で南アフリカ共和国政府が自ら設置した金鉱産業委員会の勧告に従った改革を拒絶すると、ミルナー卿は南アフリカ共和国政府との対決が不可避であり、南アフリカ共和国政府の譲歩か、最後の手段としての戦争しかないと思うに至った。彼は意図的にウィットランダーの参政権を政治問題化し危機を醸成する戦略を採り、戦争はイギリス統治の下で南アフリカ共和国を改革し南アフリカ各植民地を統合する好機であり、南アフリカ問題を一挙に解決すると信じていた。植民相チェンバレン卿は、南アフリカ共和国に対するイギリスの宗主権を再び主張し始めた。1899年6月、ブルームフォンテン会議において南アフリカ共和国のクルーガー大統領は、ウィットランダーの参政権問題に関するミルナー卿の要求に相当の譲歩を行ったが、ミルナー卿はこれを拒否し協議は決裂した。平和的解決の可能性は潰えたと判断した南アフリカ共和国政府は戦争準備を整え、同年10月、イギリスに宣戦布告した。⁶¹⁾

ミルナー卿が本来「平等ノ地位」にあるべきイギリス人とボーア人の関係においてイギリス人が「精神的劣勢ノ地位」に置かれており、「頽勢」を「回復」するためには、「戦争ヲモ辞セサルノ態度」が必要と考えていたと見る吉村は、その姿勢に理解を示しつつも、南アフリカ戦争は「世界ノ同情」が南アフリカ共和国に集まり、「極メテ不評判ナル戦争」としてイギリスの威信を低下させる結果となったと断ずる。⁶²⁾

南アフリカ戦争を「帝国主義ノ結晶」と見る吉村は、「帝国主義ヲ是非スルノ見地」に立って南アフリカ戦争を論ずることは自分の目的ではないと述べた上で、「帝国主義ヲ肯定」しつつ南アフリカ戦争を「批難」する論議を展開するとして彼の立場を表明する。⁶³⁾ 吉村はイギリスが南アフリカ共和国に「干渉」できる可能性を検証し、中でも「宗主権」を根拠とする「干渉」が可能であるか否かを分析するが、ロンドン協定中に「宗主権」を

59) 吉村源太郎『南阿連邦論』、94頁-95頁。

60) 吉村源太郎『南阿連邦論』、96頁。

61) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 615頁-616頁。

62) 吉村源太郎『南阿連邦論』、102頁。

63) 吉村源太郎『南阿連邦論』、111頁-112頁。

規定するものではなく、「干渉」の根拠を「宗主権」に求めるのは「無用」かつ「不当」の論であると断じ、そもそも「選挙権問題」は南アフリカ共和国の「内政事項」に過ぎず、イギリスはせいぜい改善を「忠告」できるのみであると論じた。また、たとえ武力行使がやむを得ないものであったとしてもイギリスは「時期」を誤っており、喜望峰植民地やオレンジ自由国におけるボーア人が南アフリカ共和国に極めて同情的であることを「顧慮」し、「戦争ニ依ル損失」を考慮して戦争を誘発するような強硬な態度は取るべきではなかったと述べ、そうした判断を誤ったことによりイギリスは国際的「信用」を失ったと結論づける。⁶⁴⁾

吉村にとって南アフリカにおいて「最モ重要ナル急務」は帝国の安定的統一の条件である「白人ノ融和統一」であった。「自然ノ大勢」に従っていれば南アフリカ情勢はイギリスに有利になったと見る彼にとって、「戦争ヲ挑発スル」必要は皆無であった。吉村は、南アフリカ戦争の歴史は、「不公正ニ対スル憤慨」などの「人種的感情」がいかに「政治上」の「危機」をもたらすかを語るものであるとし、イギリスはボーア人に対し、「忍容」、「慎機」、「尊法」などの「態度」を堅持すべきであったと厳しく批判した。⁶⁵⁾

5. 南アフリカ戦争と南アフリカ連邦の形成

南アフリカ戦争は、イギリス帝国にとって広範囲で予想外の費用を要するものとなった。イギリス政府は、75000人の軍隊の動員、3～4か月以内の短期終結、最悪でも数百人の負傷者と1000万ポンド程度の費用で済む戦争だと考えていた。しかし現実には2年8か月の長期、2億3000万ポンドの費用、45万人のイギリス本国および植民地の軍隊の動員、イギリス側で約22000人、ボーア側で市民と戦闘員合わせて約34000人、さらに14000人に上るとされるアフリカ人の死者を伴う大規模な戦争となった。開戦当初、ボーア人指導者たちは、2万人前後の南アフリカ駐留イギリス軍に決定的打撃を与え、喜望峰植民地のボーア人が蜂起すれば、イギリス政府は1881年同様和平交渉を選ぶと考えていた。しかしイギリス政府は戦争の勝利を確信していた。⁶⁶⁾

ボーア軍は、開戦当初は優勢であったが、イギリス軍はロバーツ卿指揮による新たな軍事作戦で反攻に転じた。1900年2月にレディースミスやキンバリーなどの重要都市の包囲が解かれた後は、イギリス軍の進軍によって、3月13日にオレンジ自由国首都ブルームフォ

64) 吉村源太郎『南阿連邦論』、112頁-118頁。

65) 吉村源太郎『南阿連邦論』、120頁-121頁。

66) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 617頁。

ンテン、5月31日にはヨハネスブルク、6月5日には南アフリカ共和国首都プレトリアとボーア人共和国の重要都市が相次いで占領され、1900年9月までにオレンジ自由国および南アフリカ共和国はイギリス直轄植民地として併合された。しかし、その後もゲリラ戦が継続された。イギリス軍は焦土作戦を行うと共にボーア人を「強制収容所」に押し込み、女性や子供を中心に約2万8000人が死亡した。南アフリカ戦争におけるゲリラ戦は、大國でさえ戦争を終結させることが困難かつ多額の費用を要するものであることを示した。⁶⁷⁾

吉村は、戦争の経緯について通説同様の叙述を行った後、⁶⁸⁾ ゲリラ戦が継続されたことについて論評を加え、ボーア人たちがゲリラ戦を継続する理由は、「軍事上ノ理由」ではなく「政治上ノ理由」によるものであると述べ、ボーア人たちは「外国ノ干渉」と南アフリカ全域のボーア人の蜂起、さらにはイギリス自由党による政策の変更を期待したとするが、彼の力点は、イギリスに対し徹底抗戦するボーア人たちの反イギリス「感情」の強さを指摘することにあつた。⁶⁹⁾

イギリスは2共和国のボーア人たちの「独立的欲望」を許容せず、「自治ノ付与」については「将来ノ考量」とし、戦後は直轄植民地の制度を適用したことが紹介され、フェレニヒングにおける条約草案の策定を経て、1902年5月31日、講和条約が締結された経緯についての吉村の叙述は通説と同様である。⁷⁰⁾

南アフリカ戦争は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどからの多数の志願兵がイギリス軍に参加した帝国共同事業でもあつた。戦争は広範なイギリス国民に支持された「白人の戦争」であり、他の帝国領からの「有色人」部隊動員は行われなかつた。しかし、両軍とも現地アフリカ人に依存していた。多くの現地アフリカ人たちはイギリス勝利の暁には既に喜望峰植民地で実現していた市民権や参政権が他の南アフリカ地域へも拡張されることを期待し、イギリス側で働いた。⁷¹⁾

1901年5月、イギリス軍キッチナー將軍による和平の打診に基づき60名のボーア人代表たちがフェレニヒングに参集し協議を行った後、プレトリアにおいて平和条約が調印された。ボーア人代表たちは、①最終的な自治の付与、②条約第8条に明記されたアフリカ人への参政権拡大の留保、と引き換えにボーア人共和国の独立を放棄した。⁷²⁾

吉村は南アフリカ戦争の結果について独自の総括を行っている。彼によれば、南アフリ

67) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 617頁-618頁。

68) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 123頁。

69) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 126頁。

70) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 128頁-131頁。

71) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 618頁。

72) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 619頁。

カ戦争は、単に南アフリカにおける諸植民地を「同一国旗」の下に「帰属」せしめたにとどまったのであった。彼は、南アフリカ戦争終結による「平和克復」は、問題を「軍事上」のものから「経済上」、「政治上」に移したに過ぎないと述べ、彼が南アフリカの「根本問題」と見るイギリス人とボーア人との「国民的融和」は「未タ解決ノ緒ニ就カサル」状態であったと結論づける。イギリスが期待した「教育ノ進歩」と「経済ノ発展」による「解決」は進展せず、「教育」はかえってボーア人のナショナリズムを養成し、「経済ノ発達」は「商人」たるイギリス人と農民たるボーア人との「乖離」をさらに拡大したと吉村は分析する。⁷³⁾

彼は更に論を進め、民族問題の「最後ノ解決」である「人種的融和」の達成には、多数のイギリス人の南アフリカ移民を促進させることが肝要であり、しかもこれまでとは異なり、それらイギリス人移民は「農民」として「灌漑ノ事業」を起こし、「耕地」の「増加」と「肥沃」を通じて、ボーア人たちの「幼稚ナル農業」を発展させるものでなければならぬと主張する。南アフリカの「政治的復活」は、「農民」たるイギリス人を必要とし、「経済的復活」のためには「灌漑事業」が必要であると述べる。そして、そうした「農業ノ開発」に「必要ナル資金」はトランスヴァールの「金鉱」に求めるべきであるとする。吉村は、南アフリカにおける「産業ノ発展」と「民族ノ融和」のために「金鉱業ヲ回復スルコト」が「戦後経営ノ根本事業」であると主張したが、⁷⁴⁾ この主張は、彼が高く評価したミルナー卿の提言と一致しており、彼がミルナー卿による戦後処理を肯定的に見ていたことを示している。

南アフリカ戦争直後においては各植民地間には「利害ノ錯綜」に起因する「争議」が絶えなかったと見る吉村は、その解決のために1903年3月に、ミルナー総督が開催したブルームフォンテンにおける植民地会議を詳述する。それは、南アフリカ戦争以前から構想されてきた「植民地合同」を促進する意図で開催され、「関税問題」を主要課題とし、同時に「土民問題」と「外国人移住問題」が議論された。⁷⁵⁾

吉村は、会議は「成功」し、植民地間に協定が締結されたと評価する。それは会議において、①イギリスからの輸入品に対する優遇税率付与と喜望峰植民地とナタールによる鉄道運賃の低減、②植民地に輸入される喜望峰植民地およびナタール製品への免税、③「土民及移民問題」に関する「共同土民事項委員会」設置、④労働力不足に対応するための契約期間を設けての不熟練労働者としてのアジア人の導入、などの一定の成果を得たため

73) 吉村源太郎『南阿連邦論』、135頁。

74) 吉村源太郎『南阿連邦論』、136頁-137頁。

75) 吉村源太郎『南阿連邦論』、140頁。

ある。⁷⁶⁾

吉村は、南アフリカ戦争後のボーア人の心情について、ボーア人の代表者が講和条約に署名したことは、「屈服」ではなく「妥協」であると分析する。彼は、ボーア人は自らの「資質」の「卓越」を信じ、イギリス人を将来的に「圧倒」することは困難ではなく、「一時」独立を「放棄」し将来の「雄飛」を策したのであると述べる。ボーア人にとっての理想は、南アフリカに生れたアフリカーナーが自らの意思決定によって「統治」する「独立」した南アフリカであり、吉村も共感を寄せるところであった。⁷⁷⁾

ミルナー卿はトランスヴァールで「ミルナー卿の幼稚園」と呼ばれたオックスフォード大学出身者の若き人材と戦後復興に乗り出した。彼は南アフリカでイギリス人口がボーア人口を上回らなければ決して安定的とは言えないと考え、その実現のために都市部だけでなく農村地域へも多くのイギリス人が移民するよう提案した。彼はボーア人のナショナリズム意識を解体し経済発展と近代化を促進するために英語とイギリス式教育の導入も行った。⁷⁸⁾

ミルナー総督の施政について、吉村は「毀誉紛々」であるが「帝国主義」を背景に南アフリカをイギリス勢力下に置くと共に各植民地に対してはおおむね「自由」と「寛宏」に基づく政策を実施し、「自治政府」を付与し、後に「連邦」の成立を志した姿勢を「諒トスルニ足ルヘシ」と評価する。⁷⁹⁾ 吉村は、連邦の「不存在」は南アフリカの「崩壊」を意味すると言っても過言ではないと考えていた。それは、彼が、「連邦」の成立はイギリス人のみが「熱望歓迎」するものではなく、ボーア人も同様に「愛着執持」するものであったと見ていたからである。吉村は、「連邦」を成立させるに至った原動力は、「個人」間においても「国家」間においても「連邦」を形成することなく「抗争」を続けることの「愚」にして「害」あることに対する南アフリカ「人民」の自覚であるとし、これを「人事ノ通態」と呼び、人々の「感情」を重視する評価を行った。⁸⁰⁾

1905年にミルナー卿が南アフリカを去る時までに、近代国家としての南アフリカが発展するための基盤が整備され、金鉱業は慢性的労働者不足を中国人年季契約労働者導入によって改善し急速な発展を遂げた。しかし、国家助成による新規移民促進計画は失敗した。イギリス人移民は、より安定した条件に恵まれたカナダ、アメリカ、オーストラリアなどを好み、南アフリカを選択した者たちも田舎地域に居住することを好んだ。そのためトラ

76) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 141頁。

77) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 144頁。

78) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 619頁。

79) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 153頁。

80) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 158頁-165頁。

ンスヴァールにおけるボーア人の優位は継続した。⁸¹⁾

黒人たちは、イギリスの勝利による自由を熱望していたが実現しなかった。ミルナー卿が統一南アフリカの「土着民政策」制定のために任命した1905年の南アフリカ原住民問題委員会は、南アフリカが人種隔離社会となる基盤を形成しただけであった。⁸²⁾

1905年、イギリス自由党政府は直轄植民地となっていたトランスヴァール植民地とオレンジ川植民地に完全な自治政府を付与した。両植民地で行われた選挙でボーア系政党が相次いで勝利し、1908年には喜望峰植民地でもボーア系政党ボンド率いる政権が成立した。ボーア人指導者で後に南アフリカ連邦首相となるルイス・ボータやヤン・スマッツは、イギリス人とボーア人との和解が重要であり、イギリス帝国内での南アフリカ統合が唯一の選択肢であり最大限の自己決定を実現するものであることを理解していた。⁸³⁾

1908年、南アフリカ植民地は連邦の条件を協議するため全白人国民会議に代表を派遣し、翌1909年、同会議において憲法草案が起草され、単一政府による南アフリカ植民地の統合が合意された。人種差別的な議会制度に南アフリカの黒人たちは失望し憲法草案を拒んだが、彼らの主張は顧みられなかった。イギリス政府は帝国の枠組内で統治権をボーア人主導の白人政権に委ねる南アフリカ連邦の発足を歓迎した。1897年にミルナー卿が予言したように、南アフリカ連邦は「黒人を顧みない」ものとなった。南アフリカにおいてイギリスは、すでにカナダ、オーストラリア、ニュージーランドにおいて施行した現地エリートに統治権を委譲し権益保持を図る政策を踏襲したのである。⁸⁴⁾

連邦法案の成立・実施後の総選挙において勝利したトランスヴァールのボータが内閣を組織し、重要な官職もボーア人が多くを占めることとなった。吉村は、南アフリカ植民地は、イギリス国旗の下に「統一」せられたが、「政治の実権」はボーアの「掌中」に帰したと肯定的に評価する。その過程が現地住民の意思と民主的手続きに基づいていたためである。⁸⁵⁾

また吉村は、南アフリカ連邦における民族問題に言及する。彼は、イギリス植民地を直轄植民地と自治植民地に分類し、直轄植民地に対しては「専制政治」が行われ、自治植民地に対しては「自治政治」が施されるが、それは住民の「人種上ノ差異」に基づくものであるとする。しかし、南アフリカ植民地はそうした「主義」の例外であったとし、「政治」は「自治」に基づき行われているが「住民」の多数は「有色人種」と述べる。その「政

81) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 620頁。

82) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 620頁。

83) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 620頁-621頁。

84) C. Sounders and I. R. Smith, 'Southern Africa', 621頁-622頁。

85) 吉村源太郎『南阿連邦論』, 173頁。

治」を詳細に見ると、「白人」に対する政策は「民主的」であるが、「黒人」に対する政策は「専制的」となっていると結論づけ、南アフリカ植民地の特殊性を指摘する。⁸⁶⁾

吉村は、南アフリカ「白黒人ノ関係」については、アメリカ南部において見られたのと同様、「教育ノ進歩」と「財富ノ蓄積」とに伴い次第に緩和されていくものであると分析し、時間を要する問題であるとの見解を示した。⁸⁷⁾

さらに吉村は、イギリス人とボーア人の関係について論じ、ボーア人を「耕耘牧畜ノ民」であるとし、その「性質」を「鈍重」だが「友情」に厚く、「儉素」な「生活」を営み、「思想」と「習俗」は「保守的」であると評する。一方イギリス人は、「近時ノ移民」であり、「言語」、「思想」、「生活」において「英国風」を失わず、「海港」および「内地ノ都市」に居住し「商業」を主たる「職業」とし、ボーア人よりも「企業的」であると特徴づける。⁸⁸⁾

しかし、このような差異にもかかわらず、第1次世界大戦時には、連邦議会の1914年9月14日の決議に見られるように戦争に協力する決議を圧倒的多数で行うなどイギリス本国の参戦に理解を示す姿勢が見られたことでイギリスの「憂慮」は一掃されたと吉村は指摘し、南アフリカ戦争後にイギリス人とボーア人の「融和」が一定程度促進され、イギリス帝国の統一性が維持されたことを高く評価している。⁸⁹⁾

とはいえ吉村は、こうしたヨーロッパ人の「融合」が「有色人種」に対する差別によって維持されたとする指摘も忘れない。南アフリカ戦争後の「不熟練労働」問題に言及する中で、従来「黒人」によって担われてきた「不熟練労働」は、戦後はミルナー卿や「金鉱ノ経営者」たちによってアジアに求められるようになったが、「金鉱地方」における中国人労働者の「輸入」にあたっては「労働契約」の期限後は「永住」を許さず、「期限内」であっても「白人労働者」との「競争」を禁止する方策がとられたとし、その差別的性格に言及する。⁹⁰⁾ さらに、中国人のみならずインド人労働者たちに対しても、南アフリカにおける白人たちは「一致」して「有色人種」の「移住」に反対の態度を採ったことを指摘する吉村は、ミルナー卿がイギリス帝国内の問題のうち「最モ困難」を感じたものはトランスヴァールにおけるインド人の地位に関するものであったことを紹介しつつ、南アフリカ連邦の成立をイギリス帝国維持のためには有益だったと評価しながらも、その白人中心の人種差別的性格を批判的に見ていたのである。⁹¹⁾

86) 吉村源太郎『南阿連邦論』、175頁。

87) 吉村源太郎『南阿連邦論』、180頁-181頁。

88) 吉村源太郎『南阿連邦論』、182頁。

89) 吉村源太郎『南阿連邦論』、186頁。

90) 吉村源太郎『南阿連邦論』、189頁-191頁。

91) 吉村源太郎『南阿連邦論』、194頁-196頁。

6. おわりに—吉村源太郎のイギリス帝国認識—

本章では、吉村源太郎の『南阿連邦論』に見られる彼の統治認識をまとめていきたい。その際、彼の統治認識が顕著に表れる他の論考も適宜参照する。

吉村は『南阿連邦論』の結論部分で、南アフリカにおけるイギリス帝国の植民地統治をまとめている。彼は、南アフリカ情勢を「了解」するためには、第1に「自然ノ影響」、第2にイギリス人とボーア人の「性質ノ相異及相互ノ関係」、第3にイギリス政府の「態度」、の3点が重要であると述べる。

第1の「自然ノ影響」については、「気候」の問題が、南アフリカがヨーロッパ人による南アフリカ開発が遅れた理由であること、ボーア人たちが南アフリカ北方において「共和国ヲ建設」するに至ったのは、「抽象的」な思想によるものではなく、「独立」に対する素朴な「憧憬」によること、南アフリカがイギリス主権のもとに「統轄」されたのは、「高原地方」が「海岸地方」を「後背地」としており、「経済上密接ノ関係」を有していたためであることを指摘した。⁹²⁾

第2のイギリス人とボーア人の「性質ノ相異及相互ノ関係」については、イギリス人とボーア人との関係において両者を「隔離」するものは、「感情」に基づく「人種問題」であるとする。「金鉱ノ発見」によって生じた両者の経済的「利害ノ衝突」は、彼らの「経済関係」が「政治的動機」に変質し「抗争軋轢」を惹起したものであるとし、両者の間に「理解ト信頼」を欠いた結果、さらなる「政治関係」の「悪化」に繋がったと述べた。⁹³⁾

第3のイギリス政府の「態度」については、南アフリカにおけるイギリスの植民地政策における「幾多ノ過失」の存在を指摘する。イギリス本国政府は現地の事情ではなく「博愛主義」や「人種平等ノ理想」といった抽象的観念に基づいて政策を決定し、その「植民政策」も「自由放任主義」から積極的「帝国主義」へと変遷するなど一貫性を欠いていたと結論づける。⁹⁴⁾

吉村は、南アフリカ連邦成立後の状況をイギリス人とボーア人とが「融和」しつつある望ましい状況であると認識していた。彼にとって、喜望峰植民地を創設したのも、ナタール植民地を創設したのもボーア人であり、オレンジ自由国および南アフリカ共和国を建国したのもボーア人であるため、彼らが一定程度尊重されている状況を是としたのである。ボーア人を「柔弱懶惰」ではなく「生活ノ康事」を重んじ容易に「外人ノ羅絆」に甘んじ

92) 吉村源太郎『南阿連邦論』、196頁-198頁。

93) 吉村源太郎『南阿連邦論』、198頁-199頁。

94) 吉村源太郎『南阿連邦論』、200頁-201頁。

ることのない人々であると特徴づける吉村は、その「歴史」を徹頭徹尾「奮闘ノ歴史」であり「自由」を「憧憬」し「独立」を「熱受」する人々の「歴史」であるとして敬意を払う。他日の「雄飛」を願うボーア人は、イギリスの「勢力」を「承認」し「忠誠」を誓うことを辞さないが、「同一民族タル感情」から生ずるイギリス人の「忠誠」とは異なり、ボーア人の「忠誠」は「利益」から生ずるとする。彼はボーア人に「此レ以上」を求めるのは「無理」であると断じ、イギリスは、「統制」を失わない「範囲」において「自由」と「利益」をボーア人に与え、時間をかけてイギリス人が帝国に対して持つような「感情」が「自カラ醗酵」せられることを待つべきであるとする。吉村は、この点はイギリスの「異民族統治」事例であるアイルランドと同様であると述べ、「農業国」であること、「商工業」をイギリス人が掌握していること、「人民ノ資質」が「朴实堅忍」で「宗教的熱情」に富み、よく「艱難」に耐えるとともに「思想」や「感情」が「保守的」であること、「独立共和ノ理想」を求めて「百敗尚挫折セサルノ意気」を有することなどが共通点として挙げられる。ボーア人は南アフリカの「シンフェイン」であり、「シンフェイン」はアイルランドのボーア人であると述べる吉村は、しかし、相似した状況を有する2つの植民地は、イギリスから異なった「態度」で統治されてきたと述べ、トランスヴァール及びオレンジ自由国は早期に「自治」を付与されたのに対し、アイルランドは、長きにわたる苦難の末の1922年によく「自治」を付与されたことを指摘する。その理由を吉村は、アイルランドは「近キニ隣接」し、南アフリカは「遠キニ隔絶」していたという地政学的距離に帰している。⁹⁵⁾

吉村は、イギリスの植民地を構成する自治植民地と直轄植民地の内、「重要なるもの」は自治植民地であり、カナダ、ニューファンドランド、南アフリカ連邦、オーストラリア連邦、ニュージーランドがあるとする。これら自治植民地では「白人」が「政治上」、「経済上」、「社会上」に「優越せる地位」を占めており、本国同様、「立法議会」と「政党政治」を有しており、「統一問題の中心」をなすものは「自治植民地」とイギリス本国との関係であると述べる。そして、イギリス人は、「帝国の統一」とは「自治能力を有する人民の連合」であり、「自治」はヨーロッパ人、殊にイギリス人にして「始めて之を能くする」との「信念」を有していると断ずる。⁹⁶⁾ さらに吉村は、近代における「植民地の発達の歴史」は、「国民運動の歴史」であるとも述べ、その事例として、自治植民地のみではなく、直轄植民地を含むアイルランド、インド、南アフリカなどを挙げる。そして、「国民運動」は「植民帝国」の「深憂大患」であり、これを「弾圧」あるいは「善導」することによって「母国と植民地との和融」を図り、「国家の統一」を全うしたいというのが植民地を有

95) 吉村源太郎『南阿連邦論』、202頁-204頁。

96) 吉村源太郎「英吉利の国家統一策」黒龍会『亜細亞時論』1918年、40頁-41頁。

する国家の「焦慮」するところであると述べる。⁹⁷⁾

「国民運動」を「植民地の民族が母国に対して其の国民性を主張する運動」と定義する吉村は、さらに「国民運動」は「植民地の人々が其の政治上、経済上及社会上に於て自主自治の地位に立たむことを主張するものであって、母国を排除し、其の統制を脱するを以て其の本質とするものではない」とも主張する。『南阿連邦論』においてイギリス人とボーア人との関係を詳細に分析し、「国民運動」が最も激烈な形態をとって現れた南アフリカ戦争を「帝国主義ノ結晶」と見ながらも、「帝国主義」を「肯定」しつつ、南アフリカ戦争を「攻撃」する論議を紡ぎ出すことで、最適な解決策を見出そうとするのである。彼はその理想形をイングランドとスコットランドの合併に見出した。1707年における両者の合併においては、スコットランドの「政治的独立は失はれた」が、その「国民性は損壊せられなかった」と見るからである。⁹⁸⁾ 吉村にとってスコットランドにおける併合は、その「国家ノ統一」が「全国民」によって「肯定」され、1つの「統一シタル国民」であるとの「感情」が「自然ニ発達」したものだだったのである。⁹⁹⁾

一方吉村は、失敗例としてイギリスによるアイルランド併合を挙げる。イギリスによる「虐殺」、「没収」、「迫害」の政策が、アイルランド人による「騒擾」、「犯罪」、「革命」の「暴挙」をやむを得ざる抵抗とさせたためである。こうした歴史的経緯をふまえて吉村は、イギリスによるアイルランド統治の「最大弱点」は、両者間の「不信」にあると断じた。そして、「統治の要諦」は「異民族に対すると否とに」関係なく、「統治」は「治者と被治者との信任関係」に基づくと述べ、いかなる統治政策を行おうとも、この「信任関係」を醸成できなければ、「統治の目的」を達成することはできないと主張する。彼にとっては、「同化政策」か「自治政策」がといった政策の「優劣得策」を論ずることは「植民地統治の形式を論ずるのみ」の本質的でない議論であり、「植民地内部」の「事情」や「本国に対する関係」によって「同化の形式」によることが適当な場合も、「自治の形式」によることが適当である場合もあるのであり、¹⁰⁰⁾ この観点は、彼の『南阿連邦論』にも継承された。

イギリスの「植民政治」は、「一世の推参するところなり」として一定の評価を行う吉村であったが、イギリス人の「特権」とも言うべき「自治」が十分な実効性を発揮しているのは「白人種の植民地たる自治領」のみであり、しかもそうした自治領中においても「異民族の優秀なる植民地」においては「統治の成績は多く非難を容るるの余地あり」として

97) 吉村源太郎「植民地に於ける国民運動」『外交時報』409号、1921年11月、65頁-66頁。

98) 吉村源太郎「植民地に於ける国民運動」、66頁。

99) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓植局、1921年3月、46頁。

100) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓植局、1919年8月、95頁。

南アフリカにおけるトランスヴァールの例を挙げている。そこでは、オランダ系住民の「勢力」が「遙かに」イギリス人を凌いでいるため、トランスヴァールにおいてオランダ人の「文化」を「圧倒又は融和」することが困難であったため、南アフリカ連邦においてイギリスは大きな譲歩を余儀なくされたと指摘する。南アフリカ連邦においては「自治」が与えられ、アイルランドにおいては容易にそれがなされなかったことを地政学的な距離に帰する吉村は、異民族統治の本質的困難をイギリス帝国の植民地統治に見出していたと言えよう。¹⁰¹⁾

イギリス帝国による植民地統治に一定の評価を与えながらも批判的に見る吉村源太郎は、自身も「国民運動の深憂大患」を抱えることにおいてイギリス同様、「我が朝鮮、台湾の如きも亦其の選に漏るることを得ない」と認識していた日本による植民地統治についていかなる認識を有していたのであろうか。吉村源太郎が黒龍会発行の『亜細亜時論』創刊号に寄せた「亜細亜主義に就て」¹⁰²⁾と題する論考に求めて稿を閉じたい。

吉村は、「亜細亜主義に就て」の中で、「自治制度を以て誇とする英国は、印度に於て自治運動を抑圧せむとするにあらずや」としてイギリスのインド統治を批判し、「欧州文化の東漸を歎ぶも、不当なる欧州列強の圧迫を咀む」とし、「亜細亜主義」によって「此の如き形勢に対し、欧州列強をして、反正せしめん」ことを「提唱」する。彼によれば、「亜細亜主義」は、「亜細亜の民族をして、各其正当にして自由なる發達を遂げしめ、以て世界の文化に寄与する所あらしめむとするもの」であった。そうした目的のために必要なことは、「我が正当なる發展を承認せしめ、以て他民族に及ばむとするものなり」とし、日本帝国が主導権を持ちながらアジア諸民族を善導することが重要であると主張する。¹⁰³⁾イギリス帝国の植民地統治に批判的な主張を展開した吉村源太郎は、日本帝国の植民地統治については肯定的であり、この一見矛盾した立場を、「亜細亜主義」によって正当化しようとしたのであった。

南アフリカ統治に代表されるイギリス帝国の植民地統治政策とボーア人たちの抵抗運動は、欧米の帝国主義を批難し、その不当性を主張する事例であると認識され、日本帝国による植民地主義を正当化するために用いられたのである。『南阿連邦論』に見られる吉村源太郎の批判的イギリス帝国認識は、曖昧模糊とした「亜細亜主義」に基づいてアジアにおける日本帝国の積極的役割を正当化する主張と通底していたのである。

101) 吉村源太郎『愛蘭問題』、94頁。

102) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』1917年7月。

103) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」、36頁。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 JP19K00987の助成を受けたものの一部である。記して感謝申し上げます。

南アフリカ連邦関連年表（川田順三編『新版世界各国史 アフリカ史』山川出版社，2009年，巻末の年表を参考に作成）

- 1652年 オランダ東インド会社艦隊が南アフリカのケープに上陸し喜望峰植民地を建設。
- 1795年 イギリスが南アフリカの喜望峰植民地を第1次占領。
- 1806年 イギリスが南アフリカの喜望峰植民地を第2次占領。
- 1807年 イギリスが奴隷貿易禁止令を発令。
- 1815年 ウィーン会議によりイギリスの喜望峰植民地領有が確定。
- 1833年 イギリス帝国内の奴隷制を廃止する法令制定。
- 1835年 ボーア人の「大移住」開始。
- 1839年 ボーア人がナタール共和国樹立を宣言。
- 1843年 イギリスがナタール共和国を併合。イギリスがバスト王国を保護領としバストラ
ンドと命名。
- 1852年 サンドリヴァー協定によりボーア人が南アフリカ共和国を建国。
- 1854年 ブルームフォンテン協定によりボーア人がオレンジ自由国を建国。
- 1856年 プレトリアスが南アフリカ共和国初代大統領に就任。
- 1860年 インド人6000人がナタールに入植を開始。
- 1866年 イギリスがバスト王国を保護領化。
- 1867年 オレンジ自由国西グリカランドのキンバリーでダイヤモンド発見。
- 1877年 イギリスが南アフリカ共和国を併合。
- 1879年 イギリス＝ズルー戦争勃発。ズルーランドをナタールに併合。
- 1880年 トランスヴァール戦争（第1次ボーア戦争）勃発。トランスヴァールのボーア人
が独立共和国創設を宣言。
- 1881年 マジュバヒルの戦いでイギリス軍がボーア軍に大敗。
- 1885年 ベチュワナランドがイギリス保護領となる。
- 1886年 南アフリカ共和国で金鉱発見。
- 1887年 イギリスがズルーランドの領有を宣言。セシル・ローズが南アフリカ金鉱会社
設立。

植民地官僚のイギリス帝国認識（加藤道也）

- 1890年 イギリス南アフリカ会社がマシヨナランドを占領。
- 1895年 南アフリカ共和国でジェームソン侵入事件勃発。
イギリス南アフリカ会社が、占領統合したマタベレランドとマシヨナランドを南ローデシアと命名。
- 1899年 南アフリカ戦争（第2次ボーア戦争）勃発。
- 1900年 イギリスが南アフリカ共和国を併合。
- 1902年 トランスヴァールに大量の中国人労働者派遣。
南アフリカ戦争終結。オレンジ自由国と南アフリカ共和国が喜望峰植民地に併合。
- 1906年 イギリスがトランスヴァールとオレンジ川植民地に自治権付与。
- 1907年 トランスヴァール政府がアジア人登録法を公布しインド人移民を制限。
- 1907年 インドのガンジーがナタールでインド人の権利回復のための非暴力・不服従運動を組織。
- 1908年 南アフリカ植民地連絡会議による鉄道と関税に関する協定成立。
- 1910年 南アフリカ連邦が成立しイギリス連邦内での自治領となる。ボーア派のボータが首相に就任。
- 1912年 南アフリカ原住民民族会議結成。
- 1913年 南アフリカ連邦で原住民土地法制定。

The British Empire in the Eyes of a Japanese Colonial Bureaucrat:
YOSHIMURA Gentaro and his Study of the Union of South Africa

KATO Michiya

Key Words : YOSHIMURA Gentaro, colonial bureaucrat, British Empire, South Africa,
Colonial Rule

Abstract

YOSHIMURA Gentaro, who was in charge of the Japanese Colonial Policy at the Government General of Kwantung Leased Territory in the prewar period. After retiring from his post, he wrote *Nan'a renpô-ron* (*A Study of the Union of South Africa*) and in it, he analyzed the British colonial policy and its effects from the historical perspective. By a perusal of YOSHIMURA's work, this paper attempts to clarify how he understood British rule and governance of South Africa.